

国家戦略都市計画建築物等整備事業に関する事項の案について

国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第二十一条第三項の規定により、国家戦略都市計画建築物等整備事業に関する事項の案を次のように公告する。

なお、関係区の住民及び利害関係人は、縦覧期間中東京圏国家戦略特別区域会議に対して意見書を提出することができる。

令和三年十月十三日

東京圏国家戦略特別区域会議

一 国家戦略都市計画建築物等整備事業に係る都市計画に定めるべき事項の種類

東京都市計画都市再生特別地区（日本橋一丁目東地区）

当該事項を定める土地の区域 追加する部分

東京都中央区日本橋一丁目、日本橋本町一丁目及び日本橋小網町各地内

二 縦覧場所

東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課（東京都庁第二本庁舎十二階北側）及び中央区都市整備部地域整備課（中央区役所本庁舎五階）

三 縦覧期間 公告の日から二週間

四 意見書の提出先 東京都新宿区西新宿二丁目八番一号

東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課

一 国家戦略都市計画建築物等整備事業に係る都市計画に定めるべき事項の種類

東京都市計画地区計画日本橋・東京駅前地区地区計画

当該事項を定める土地の区域 変更する部分

東京都中央区日本橋本石町一丁目、日本橋本石町二丁目、日本橋本石町三丁目、日本橋本石町四丁目、日本橋室町一丁目、日本橋室町二丁目、日本橋室町三丁目、日本橋室町四丁目、日本橋本町一丁目、日本橋本町二丁目、日本橋本町三丁目、日本橋本町四丁目、日本橋一丁目、日本橋二丁目、日本橋三丁目、八重洲一丁目、八重洲二丁目、京橋一丁目、京橋二丁目、京橋三丁目及び日本橋小網町各地内

東京都市計画地区計画日本橋問屋街地区地区計画

当該事項を定める土地の区域 変更する部分

東京都中央区日本橋本町一丁目、日本橋本町二丁目、日本橋本町三丁目、日本橋本町四丁目、日本橋小舟町、日本橋小伝馬町、日本橋大伝馬町、日本橋堀留町一丁目、日本橋堀留町二丁目、日本橋富沢町、日本橋人形町三丁目、日本橋馬喰町一丁目、日本橋馬喰町二丁目、日本橋横山町、東日本橋一丁目、東日本

橋二丁目、東日本橋三丁目及び日本橋久松町各地内
東京都市計画地区計画人形町・浜町河岸地区地区計画
当該事項を定める土地の区域 変更する部分

東京都中央区日本橋人形町一丁目、日本橋人形町二丁目、日本橋小網町、日本橋蛸殻町一丁目、日本橋蛸殻町二丁目、日本橋箱崎町、日本橋浜町一丁目、日本橋浜町二丁目、日本橋浜町三丁目及び日本橋中洲各地内

二 縦覧場所 中央区都市整備部地域整備課（中央区役所本庁舎五階）

三 縦覧期間 公告の日から二週間

四 意見書の提出先 東京都中央区築地一丁目一番一号
中央区都市整備部地域整備課

一 国家戦略都市計画建築物等整備事業に係る都市計画に定めるべき事項の種類

東京都市計画第一種市街地再開発事業日本橋一丁目東地区第一種市街地再開発事業

当該事項を定める土地の区域

東京都中央区日本橋一丁目、日本橋本町一丁目及び日本橋小網町各地内

二 縦覧場所 中央区都市整備部地域整備課（中央区役所本庁舎五階）

三 縦覧期間 公告の日から二週間

四 意見書の提出先 東京都中央区築地一丁目一番一号
中央区都市整備部地域整備課

国家戦略都市計画建築物等整備事業に関する事項の案について

国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第二十一条第三項の規定により、国家戦略都市計画建築物等整備事業に関する事項の案を次のように公告する。

なお、関係区の住民及び利害関係人は、縦覧期間中東京圏国家戦略特別区域会議に対して意見書を提出することができる。

令和三年十月十三日

東京圏国家戦略特別区域会議

一 国家戦略都市計画建築物等整備事業に係る都市計画に定めるべき事項の種類

東京都市計画地区計画南池袋二丁目C地区地区計画

当該事項を定める土地の区域

東京都豊島区南池袋二丁目地内

二 縦覧場所 豊島区都市整備部都市計画課（豊島区役所六階）

三 縦覧期間 公告の日から二週間

四 意見書の提出先 東京都豊島区南池袋二丁目四十五番一号

豊島区都市整備部都市計画課

一 国家戦略都市計画建築物等整備事業に係る都市計画に定めるべき事項の種類

東京都市計画第一種市街地再開発事業南池袋二丁目C地区第一種市街地再開発事業

当該事項を定める土地の区域

東京都豊島区南池袋二丁目地内

二 縦覧場所 豊島区都市整備部都市計画課（豊島区役所六階）

三 縦覧期間 公告の日から二週間

四 意見書の提出先 東京都豊島区南池袋二丁目四十五番一号

豊島区都市整備部都市計画課